

第65回

自治体学校
に参加

第65回自治体学校 in 岡山の分科会の報告を行います。

2日目に行われた分科会では10分科会・2講座・現地分科会も2か所で実施されました。

日本共産党市議団も第3分科会「住民とともに進める持続可能な地域づくり」、第4分科会「自治体プラットフォーム化」で自治体はどう変わるのか、講座11「自治体政治・行政入門「地方自治と民主主義」」と講座12「地方財政のしくみと課題」にそれぞれ参加しましたので報告します。

住民とともに進める持続可能なまちづくりに参加して

第3分科会では、助言者の島根大学法文学部の関 耕平氏と島根県三郷町議の中原保彦氏、「倉敷市三島地区の公害経験軽減と協働のまちづくり」の林 美帆氏、出雲市佐田町の地域自治をめぐる動きと農村RMOの塩治孝彦氏が実践・事例報告をしました。

助言者の関氏は、2005年の住民所得の公的依存割合は全国平均37.6%、島根県の地域経済構造分析の結果は全国平均を上回り、公的経済に支えられていることを示しました。三位一体改革で地方財政全体で7.4兆円の削減や、市町村合併によって公務員の撤退による役場機能の低下、就労人口の激減など地域が疲弊している。公共部門の再生と財源保障の充実、地方自治が地域づくりの根幹を担っているとして、島根県海士町ではIターン者が次々と起業している要因について、補助金に振り回されず地域のニーズに合わせて活用する行政の財政保障があったとした事例を示しました。

また、中小企業の成長を通じた地域経済の発展を主役にする重要性について、原発の誘致など巨大な産業を地域に呼び込む外来型開発でなく、再生可能エネルギーは第一次産業などに関連してともに発展できるなど、「いのちの営み」に基づく社会を地域からつくることこそが持続可能な地域づくりと結びました。



住民サービスの低下の恐れもある自治体のDX化・プラットフォーム化

第4分科会「自治体プラットフォーム化」で自治体はどう変わるのか」を大きなテーマに、龍谷大学の本多滝夫教授が国の包括的データ戦略に基づき、最大のデータ保有者である自治体がプラットフォームとして、マイナンバー制度とリンクした整備やオープン化・標準化されたAPI技術で、民間と連動したオープンなシステムを構築していくことが求められていることを前提に、①自治体DXと行政手続きのオンライン化・システムの標準化 ②マイナンバーカードの普及促進 ③データ連携基盤の構築 ④アナログ規制の見直し ⑤住民の同意と自己情報決定権の状況や課題などについて講演がありました。

各地の取り組みの状況について岡山県吉備中央町のデジタル田園健康特区は、救急救命士の役割と権限の拡大として、救急搬送中の患者情報の収集や医療機関へお発信などができるようになるが、受け入れ医療機関が地域にない状況であること、また「誰一人取り残さないエンゲージメント・コミュニティの創生では、事業民間事業者8社が設立した組合が主体となり進めるなど、町や議会の係わり住民の個人情報などの課題があります。

大阪府内の取り組みについては、自治体システムの標準化について大阪自治労連が自治体にアンケート実施した結果についての報告で標準化の課題について、多くの自治体が行政施策はこれまで通り実施するもののカスタマイズを行わないという国の方針に縛られていること、また補助金が足りない・住民サービスが低下しないか不安などがあることも明らかになったそうです。

東京自治労連の取り組みとして「自治体業務のSaaS化」は自治体に何をもちかとの報告では、すでに企業の提供するソフトウェアが様座な職域で実施されていること。これにより、個人情報が集積されていくことや、AIの導入で職員のスキルアップができなくなっていくことへの危惧があることが報告されました。

新川口

2023年8月13日 No.1710

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

知^っ得^得情報

自治体はなんのためにあるのか？

① 自治体政治と行政の入門の講座について報告します。講師は柏原誠氏で大阪経済大学の准教授です。

自治体の目的は地方自治法の第1条2項に「住民の福祉の増進を図ることを基本」「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」と規定されています。

第八章地方自治

第九十二条地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

自治体の役割は多岐にわたり、「法定受託事務（国（都道府県）が本来果たすべき役割に係る事務。法律・政令にとり事務処理が義務付けられている）」を除き、「自治事務」として介護保険や国民健康保険・児童福祉・老人福祉・障害者福祉などの法令で義務付けられているもの、また、任意で行う各種助成金（子ども医療費など）や公共施設の管理などがありますが、どこが担うのか分からない地域の問題は自治体が担うことになるので、その役割に「管轄外」とは言い難いということです。

権力は集中しやすいため、それを避けるための仕組みとして「地方分権」「三権分立」「任期制」「地方自治」を作っています。

地方自治の二代表制は「市民」が首長と議会を直接、選挙で選び、また議会と首長は、首長の提案に議会が「議決」する責任があり、また議会も首長に政策提案を行っていくもので市民が自治に参加していくことが重要です。

住宅リフォーム補助金を活用しましょう

～後期分は8月4日から受付開始～

住宅リフォーム補助金（住宅リフォーム助成制度）は市内の景気活性化と、既存住宅ストックの有効活用の促進を目的として、個人住宅のリフォーム工事の費用の一部を補助する制度です。川口市民が川口市内の業者を活用した場合に補助金を活用できます。

**税込み20万円以上のリフォーム工事を行う場合、
工事費用の5%（最大10万円）**

日本共産党川口市議団は、一貫して住宅リフォーム助成制度の拡充を求めてきました。川口市は年々予算を拡充してきました。川口市が進める地域循環型の経済の政策のひとつであり、活用していきましょう。

問 利用してみたいのですがパンフレットはどこにありますか？

答 川口市住宅政策課窓口（鳩ヶ谷庁舎4階）、市役所本庁舎、各支所、川口駅前行政センター、各駅連絡室でもパンフレットや申請書を配布しています。

問 住宅の一部が店舗になっているのですが、リフォーム補助金の対象ですか？

（例）1階で理髪店を営み、2階に居住している

答 はい、補助金の対象です。

住宅の一部が店舗や事務所などになっている住宅も補助金の対象です。その場合、居住部分の工事のみが補助対象となります。

お問い合わせは

川口市住宅政策課 住宅政策係

所在地／川口市三ツ和1-14-3（鳩ヶ谷庁舎4階）

電話／048-242-6326